



20消第676号

平成21年(2009年)3月17日

福祉政策課長 様

消防課長

火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令
の一部を改正する省令等の公布について

標記について、消防庁予防課長より別添(写)のとおり通知がありました。

今回の改正は、無線方式を用いた自動火災報知設備の感知器等に関する技術上の基準を整備するもので、長崎県の認知症高齢者グループホームにおける火災を受けた消防法施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第179号)により、新たに自動火災報知設備の設置が義務付けられることとなった小規模施設にも関連する内容のため、御了知のうえ、関係機関あて周知いただくようお願いいたします。

消防課 消防係 (課長) 窪田修治 (担当) 中島智章 TEL 026-235-7182 FAX 026-233-4332 E-mail shobo@pref.nagano.jp



消防予第101号
平成21年3月9日

各都道府県消防防災主管部長

東京消防庁・各指定都市消防長

殿

消防庁予防課長



火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令等の公布について（通知）

火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成21年総務省令第16号。以下「改正感知器等省令」という。）、中継器に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成21年総務省令第17号。以下「改正中継器省令」という。）及び受信機に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成21年総務省令第18号。以下「改正受信機省令」という。）が、平成21年3月9日に公布されました。

今回の改正は、近年の無線情報通信の技術発展に伴い、自動火災報知設備の情報伝達手段として多様なニーズに対応するため、「ユビキタス機能を応用した高機能自動火災報知設備の開発に関する検討会」において無線方式を採用した新たな自動火災報知設備について報告書が取りまとめられ、従来の有線方式と同等の性能を担保するためのあり方に沿って基準化を進めることが適当であるとされたことを踏まえ、無線方式を用いた自動火災報知設備の感知器、発信器、中継器及び受信機に関する技術上の基準を整備するものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意のうえ、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長にあっては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨を周知されるようお願いいたします。

記

第一 改正内容

1 改正感知器等省令に係る事項

- (1) 無線式感知器の定義を改めたこと。（改正感知器等省令による改正後の火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号。以下「感知器等規格省令」という。）第2条第19号の4関係）
- (2) 無線式発信器の定義を定めたこと。（感知器等規格省令第2条第23号の2関

係)

(3) 無線式感知器の構造及び機能に関する事項について、次のアからエまでに定めるところによることとしたこと。

ア 連動型警報機能付感知器であるもののうち、受信機又は他の連動型警報機能付感知器から火災信号を受信した旨を確認できるものにあつては、受信機又は他の連動型警報機能付感知器から当該確認をできるまでの間に限り、断続的に火災信号を発することとしたこと。(感知器等規格省令第8条第16号ハ関係)

イ 連動型警報機能付感知器であるものについては、無線設備の発信状態を伝える信号を168時間以内ごとに自動的に中継器又は受信機に発信できる装置を要しないこととしたこと。(改正感知器等省令第8条第16号ホ関係)

ウ 他の機器と識別できる信号を発信することとしたこと。(感知器等規格省令第8条第16号ヘ関係)

エ 電源に電池を用いるものに関する規定について、連動型警報機能付感知器であるものについては、適用しないこととしたこと。(感知器等規格省令第8条第16号チ関係)

(4) 無線式感知器のうち、端子又は電線(端子に代えて用いるものに限る。)を用いないものについては、滴下試験を要しないこととしたこと。(感知器等規格省令第21条の2関係)

(5) 無線式発信機の構造及び機能について、次のア及びイに定めるところによることとしたこと。

ア 空中線は、外部に露出しない構造とするものとしたこと。(感知器等規格省令第34条の2第1項関係)

イ ア以外の構造及び機能については、感知器等規格省令第8条第16号イからハまで及びホからチまで並びに第10条第6項を準用することとしたこと。(感知器等規格省令第34条の2第2項関係)

(6) 無線式発信機に表示する事項について定めたこと。(感知器等規格省令第1項第2号ハ関係)

2 改正中継器省令に係る事項

(1) 無線式中継器の定義を改めたこと。(改正中継器省令による改正後の中継器に係る技術上の規格を定める省令(昭和56年自治省令第18号。以下「中継器規格省令」という。)第2条第6号の3関係)

(2) 無線式中継器の構造及び機能に関する事項について、次のアからエまでに定めるところによることとしたこと。

ア 電波を発信する機能を有するものにあつては、次の(ア)及び(イ)によることとしたこと。

(ア) 無線設備の発信状態を伝える信号を168時間以内ごとに自動的に発信する対象として、他の無線式中継器を追加すること。(中継器規格省令第3

条第1項第16号(4)関係)

(イ) 他の機器と識別できる信号を発信することとしたこと。(中継器規格省令第3条第1項第16号ロ(5)関係)

イ 電波を受信する機能を有するものにあつては、次の(ア)及び(イ)によることとしたこと。

(ア) 無線式感知器、無線式発信機又は他の無線式中継器(以下「無線式感知器等」という。)から発信された信号を受信し、これを自動的に受信機に発信する機能を有すること。(中継器規格省令第3条第1項第16号ハ(3)関係)

(イ) 無線式感知器等の無線設備の発信状態を手動で確認できる装置を設ける場合にあつては、この装置の操作中に現に確認している警戒区域以外の警戒区域からの火災信号、火災表示信号又は火災情報信号を受信したとき、中継器規格省令第3条の2の規定に定めるところにより信号を発信すること。(中継器規格省令第3条第1項第16号ハ(4)関係)

3 改正受信機省令に係る事項

ア 無線式受信機の定義を改めたこと。(改正受信機省令による改正後の受信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和56年自治省令第19号。以下「受信機規格省令」という。)第2条第15号関係)

イ 無線式受信機の機能は、次の(ア)から(エ)までによることとしたこと。

(ア) P型受信機であるものにあつては受信機規格省令第8条の規定を、R型受信機であるものにあつては受信機規格省令第9条の規定を、GP型受信機であるものにあつては受信機規格省令第12条の規定を、GR型受信機であるものにあつては受信機規格省令第13条の規定をそれぞれ準用することとしたこと。(受信機規格省令第13条の2関係)

(イ) 電波を発信する機能を有する無線式受信機は、他の機器と識別できる信号を発信することとしたこと。(受信機規格省令第13条の2第2号ロ関係)

(ロ) 無線式中継器、無線式発信機又は受信機との間の信号を無線により発信し、若しくは受信する地区音響装置が発する異常である旨の信号を受信した場合又は当該機器が発信する信号が受信感度以下となった場合に、音響装置及びその旨の表示灯が自動的に作動することとしたこと。(受信機規格省令第13条の2第4号イ関係)

(エ) 無線式受信機に、無線式感知器、無線式中継器、無線式発信機又は受信機との間の信号を無線により発信し、若しくは受信する地区音響装置の無線設備の発信状態を手動で確認することができる装置を設ける場合にあつては、当該装置の操作中に現に確認している警戒区域以外の警戒区域からの火災信号、火災表示信号又は火災情報信号を受信したとき、火災表示をすることができるものであること。(受信機規格省令第13条の2第5号関係)

ウ 無線式受信機に表示する事項として、発信又は受信可能な無線式中継器及び

無線式発信機の型式番号を追加することとしたこと。(受信機規格省令第21条第1項第15号口関係)

第二 施行期日等

- 1 改正感知器等省令、改正中継器省令及び改正受信機省令は、公布の日（平成21年3月9日）から施行することとしたこと。(改正感知器等省令附則第1項、改正中継器省令附則第1項及び改正受信機省令附則第1項関係)
- 2 改正感知器等省令、改正中継器省令及び改正受信機省令の施行の際、現に型式承認を受けている感知器及び発信機、中継器並びに受信機に係る型式承認は、感知器等規格省令、中継器規格省令及び受信機等規格省令の規格による型式承認とみなすこととされたこと。(改正感知器等省令附則第2項、改正中継器省令附則第2項及び改正受信機省令附則第2項関係)

(連絡先)

消防庁予防課

担 当：加藤係長、荒川

T E L：03-5253-7523

F A X：03-5253-7533

○総務省令第十六号

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二十一条の二第二項の規定に基づき、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年三月九日

総務大臣 鳩山 邦夫

火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令

火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十九号の四中「住宅用防災報知設備（住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成十七年総務省令第十一号）第二条第二号に規定するものをいう。）に用いる感知器であつて、」を削り、「火災信号」の下に「又は火災情報信号」を加え、同条第二十三号の次に次の一号を加える。

二十三の二 無線式発信機 発信機であつて、火災信号を無線によつて発信するものをいう。

第八条第十六号ハ中「受信機」の下に「又は他の連動型警報機能付感知器」を加え、同号ホ中「確認できるもの」の下に「又は連動型警報機能付感知器」を加え、同号へ中「混信しない」を「識別でき」に改め、同号チ中「用いるもの」の下に「（連動型警報機能付感知器を除く。）」を加える。

第二十一条の二中「無線式感知器」の下に「のうち端子又は電線（端子に代えて用いるものに限る。）を用いないもの」を加える。

第三十四条の次に次の一条を加える。

（無線式発信機の構造及び機能）

第三十四条の二 無線式発信機の空中線は、外部に露出しない構造のものでなければならない。

2 第八条第十六号イからハまで及びホからチまで並びに第十条第六項の規定は、無線式発信機の構造及び機能について準用する。この場合において、第八条第十六号ロ中「感知器」とあるのは「発信機」と、同号ホ中「確認できるもの又は連動型警報機能付感知器」とあるのは「受信機」と、同号ハ中「受信機又は他の連動型警報機能付感知器」とあるのは「受信機」と、同号ホ中「確認できるもの又は連動型警報機能付感知器」とあるのは「無線式発信機」と、同号チ中「用いるもの（連動型警報機能付感知器を除く。）」とあるのは「用いるもの」と、同チ(2)中「感知器」とあるのは「発信機」と、第十条第六項中「無線式感知器」とあるのは「無線式発信機」と読み替えるものとする。

第四十三条第一項第二号に次のように加える。

ハ 無線式発信機にあつては、次に掲げる事項

(1) 「無線式」という文字

(2) 受信可能な中継器又は受信機の型式番号

(3) 電源に電池を用いるものにあつては、電池の種類及び電圧

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際、現に型式承認を受けている感知器及び発信機に係る型式承認は、改正後の火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の規格による型式承認とみなす。

(消防法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

3 消防法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年総務省令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち、消防法施行規則第十四条第一項第八号イ(ロ)の改正規定中「開放弁」を「開閉弁」に改める。

○ 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成二十一年総務省令第十六号）新旧対照表
 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十七号）
 （傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>(用語の意義)</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一、十九の三 (略)</p> <p>十九の四 無線式感知器</p> <hr/> <p>無線によつて火災信号又は火災情報信号を発信するものをいう。</p> <p>十九の五、二十三 (略)</p> <p>二十三の二 無線式発信機 発信機であつて、火災信号を無線によつて発信するものをいう。</p> <p>二十四、二十八 (略)</p> <p>第二章 感知器</p> <p>(感知器の構造及び機能)</p> <p>第八条 感知器の構造及び機能は、次に定めるところによらなければなら</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一、十九の三 (略)</p> <p>十九の四 無線式感知器 住宅用防災報知設備（住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成十七年総務省令第十一号）第二条第二号に規定するものをいう。）に用いる感知器であつて、無線によつて火災信号を発信するものをいう。</p> <p>十九の五、二十三 (略)</p> <p>二十四、二十八 (略)</p> <p>第二章 感知器</p> <p>(感知器の構造及び機能)</p> <p>第八条 感知器の構造及び機能は、次に定めるところによらなければなら</p>

ない。

一〇十五 (略)

十六 無線式感知器にあつては、次に定めるところによること。

イ 無線設備は、無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十九条の十七に規定する小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備であること。

ロ 発信される信号の電界強度の値は、当該感知器から三メートル離れた位置において設計値以上であること。

ハ 無線設備が火災信号を受信してから発信するまでの所要時間が五秒以内であり、無線設備が火災信号の受信を継続している間(受信機又は他の連動型警報機能付感知器から火災信号を受信した旨を確認できるものにあつては、受信機又は他の連動型警報機能付感知器から当該確認をできるまでの間に限る。)は、断続的に当該信号を発信すること。

ニ 火災信号の発信を容易に確認することができる装置を設けること。ただし、受信機から当該確認をできるものにあつては、この限りでない。

ホ 無線設備の発信状態を伝える信号を百六十八時間以内ごとに自動的に中継器又は受信機に発信できる装置を設けること。ただし、受信機から当該無線設備の発信状態を確認できるもの又は連動型警報機能付感知器にあつては、この限りでない。

ヘ 他の機器と識別できる信号を発信すること。

ない。

一〇十五 (略)

十六 無線式感知器にあつては、次に定めるところによること。

イ 無線設備は、無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十九条の十七に規定する小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備であること。

ロ 発信される信号の電界強度の値は、当該感知器から三メートル離れた位置において設計値以上であること。

ハ 無線設備が火災信号を受信してから発信するまでの所要時間が五秒以内であり、無線設備が火災信号の受信を継続している間(受信機又は他の連動型警報機能付感知器から火災信号を受信した旨を確認できるものにあつては、受信機から火災信号を受信した旨を確認できるものにあつては、受信機から当該確認をできるまでの間に限る。)は、断続的に当該信号を発信すること。

ニ 火災信号の発信を容易に確認することができる装置を設けること。ただし、受信機から当該確認をできるものにあつては、この限りでない。

ホ 無線設備の発信状態を伝える信号を百六十八時間以内ごとに自動的に中継器又は受信機に発信できる装置を設けること。ただし、受信機から当該無線設備の発信状態を確認できるものにあつては、この限りでない。

ヘ 他の機器と混信しない信号を発信すること。

ト 電波を受信する機能を有するものにあつては、受信感度（無線式感知器から三メートル離れた位置から発信される信号を受信できる最低の電界強度をいう。）の値が設計値以下であること。

チ 電源に電池を用いるもの（連動型警報機能付感知器を除く。）にあつては、次によること。

- (1) 電池の交換が容易にできること。
- (2) 電池の電圧が感知器を有効に作動できる電圧の下限値となつたとき、その旨を受信機に自動的に発信することができること。

十七・十八（略）

（滴下試験）

第二十一条の二 感知器（防水型のもの、電池を用いる無線式感知器のうち端子又は電線（端子に代えて用いるものに限る。）を用いないもの及び特定小規模施設用自動火災報知設備に用いる連動型警報機能付感知器で自動試験機能等対応型感知器であるものを除く。）は、通電状態において、当該感知器の基板面に清水を五立方センチメートル毎分の割合で滴下する試験を行った場合、機能に異常を生じないものでなければならぬ。

（T型受信機の構造及び機能）

第三十四条（略）

ト 電波を受信する機能を有するものにあつては、受信感度（無線式感知器から三メートル離れた位置から発信される信号を受信できる最低の電界強度をいう。）の値が設計値以下であること。

チ 電源に電池を用いるものにあつては、次によること。

- (1) 電池の交換が容易にできること。
- (2) 電池の電圧が感知器を有効に作動できる電圧の下限値となつたとき、その旨を受信機に自動的に発信することができること。

十七・十八（略）

（滴下試験）

第二十一条の二 感知器（防水型のもの、電池を用いる無線式感知器及び特定小規模施設用自動火災報知設備に用いる連動型警報機能付感知器で自動試験機能等対応型感知器であるものを除く。）は、通電状態において、当該感知器の基板面に清水を五立方センチメートル毎分の割合で滴下する試験を行った場合、機能に異常を生じないものでなければならぬ。

（T型受信機の構造及び機能）

第三十四条（略）

(無線式発信機の構造及び機能)

第三十四条の二 無線式発信機の空中線は、外部に露出しない構造のものでなければならない。

2 第八条第十六号イからハまで及びホからチまで並びに第十条第六項の規定は、無線式発信機の構造及び機能について準用する。この場合において、第八条第十六号ロ中「感知器」とあるのは「発信機」と、同号ハ中「受信機又は他の連動型警報機能付感知器」とあるのは「受信機」と、同号ホ中「確認できるもの又は連動型警報機能付感知器」とあるのは「確認できるもの」と、同号ト中「無線式感知器」とあるのは「無線式発信機」と、同号チ中「用いるもの(連動型警報機能付感知器を除く。）」とあるのは「用いるもの」と、同チ(2)中「感知器」とあるのは「発信機」と、第十条第六項中「無線式感知器」とあるのは「無線式発信機」と読み替えるものとする。

第四章 雑則

(表示)

第四十三条 感知器及び発信機には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示しなければならない。

一 (略)

二 発信機 前号へからりまでに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

イ・ロ (略)

第四章 雑則

(表示)

第四十三条 感知器及び発信機には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示しなければならない。

一 (略)

二 発信機 前号へからりまでに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

イ・ロ (略)

2

ハ 無線式発信機にあつては、次に掲げる事項

(1) 「無線式」という文字

(2) 受信可能な中継器又は受信機の型式番号

(3) 電源に電池を用いるものにあつては、電池の種類及び電圧

(略)

2

(略)

○総務省令第十七号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の二第二項の規定に基づき、中継器に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年三月九日

総務大臣 鳩山 邦夫

中継器に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令

中継器に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 無線式発信機 感知器等規格省令第二条第二十三号の二に規定するものをいう。

第二条第六号の三中「住宅用防災報知設備（住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成十七年総務省令第十一号）第二条第二号に規定するものをいう。）に用いる中継器であつて、」を削り、「火災信号」の下に「火災表示信号、火災情報信号又は設備作動信号」を加える。

第三条第一項第十六号ロ(3)中「第八条第十六号ロ(3)」を「第八条第十六号ニ」に改め、同号ロ(4)中「自動的に」の下に「他の中継器又は」を加え、「第八条第十六号ロ(4)」を「第八条第十六号ホ」に

改め、同号ロ(5)中「混信しない」を「識別できる」に改め、同号ハ(3)中「無線式感知器」の下に「無線式発信機」を、「無線式中継器」の下に「(4)において「無線式感知器等」という。」を加え、同号ハに次のように加える。

(4) 無線式感知器等の無線設備の発信状態を手動で確認できる装置を設けるものにあつては、当該装置の操作中に現に確認している警戒区域以外の警戒区域の無線式感知器等から火災信号、火災表示信号又は火災情報信号を受信したとき、次条に定めるところにより信号を発信すること。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際、現に型式承認を受けている中継器に係る型式承認は、改正後の中継器に係る技術上の規格を定める省令の規格による型式承認とみなす。

中継器に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成二十一年総務省令第十七号）新旧対照表

○ 中継器に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の意義)</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>四の二 無線式発信機 感知器等規格省令第二条第二十三号の二に規定するものをいう。</p> <p>五～六の二 (略)</p> <p>六の三 無線式中継器</p> <hr/> <p>無線によつて火災信号、火災表示信号、火災情報信号又は設備作動信号を発信又は受信するものをいう。</p> <p>七～十三 (略)</p> <p>第三条 中継器の構造及び機能は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>一～十五 (略)</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五～六の二 (略)</p> <p>六の三 無線式中継器 住宅用防災報知設備（住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成十七年総務省令第十一号）第二条第二号に規定するものをいう。）に用いる中継器であつて、無線によつて火災信号</p> <hr/> <p>を発信又は受信するものをいう。</p> <p>七～十三 (略)</p> <p>第三条 中継器の構造及び機能は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>一～十五 (略)</p>

十六 無線式中継器にあつては、次によること。

イ 無線設備は、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十七に規定する小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備であること。

ロ 電波を発信する機能を有するものにあつては、次によること。

(1) 発信される信号の電界強度の値は、当該中継器から三メートル離れた位置において設計値以上であること。

(2) 無線設備は、火災信号の受信を継続している間（受信機から火災信号を受信した旨を確認できるものにあつては、火災信号の受信を受信機から確認できるまでの間に限る。）は、断続的に当該信号を発信すること。

(3) 火災信号の発信を容易に確認することができる装置を設けること。ただし、感知器等規格省令第八号第十六号二に規定する装置から発信される信号を中継するもの又は受信機から当該確認ができる場合にあつては、この限りでない。

(4) 無線設備の発信状態を伝える信号を百六十八時間以内ごとに自動的に他の中継器又は受信機に発信できる装置を設けること。ただし、感知器等規格省令第八号第十六号ホに規定する装置から発信される信号を中継するもの又は受信機から当該無線設備の発信状態を確認できる場合にあつては、この限りでない。

(5) 他の機器と識別できる信号を発信すること。

ハ 電波を受信する機能を有するものにあつては、次によること。

十六 無線式中継器にあつては、次によること。

イ 無線設備は、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十七に規定する小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備であること。

ロ 電波を発信する機能を有するものにあつては、次によること。

(1) 発信される信号の電界強度の値は、当該中継器から三メートル離れた位置において設計値以上であること。

(2) 無線設備は、火災信号の受信を継続している間（受信機から火災信号を受信した旨を確認できるものにあつては、火災信号の受信を受信機から確認できるまでの間に限る。）は、断続的に当該信号を発信すること。

(3) 火災信号の発信を容易に確認することができる装置を設けること。ただし、感知器等規格省令第八号第十六号ロ(3)に規定する装置から発信される信号を中継するもの又は受信機から当該確認ができる場合にあつては、この限りでない。

(4) 無線設備の発信状態を伝える信号を百六十八時間以内ごとに自動的に他の中継器又は受信機に発信できる装置を設けること。ただし、感知器等規格省令第八号第十六号ロ(4)に規定する装置から発信される信号を中継するもの又は受信機から当該無線設備の発信状態を確認できる場合にあつては、この限りでない。

(5) 他の機器と混信しない信号を発信すること。

ハ 電波を受信する機能を有するものにあつては、次によること。

<p>2 4</p> <p>二 (略)</p>	<p>(1) 受信感度（無線式中継器から三メートル離れた位置から発信される信号を受信できる最低の電界強度の値をいう。以下同じ。）の値が設計値以下であること。</p> <p>(2) 受信する信号が受信感度以下となったとき、その旨を受信機に自動的に発信すること。</p> <p>(3) 無線式感知器、無線式発信機又は他の無線式中継器（(4)において「無線式感知器等」という。）から発信された信号を受信し、これを自動的に受信機に発信すること。</p> <p>(4) 無線式感知器等の無線設備の発信状態を手動で確認できる装置を設けるものにあつては、当該装置の操作中に現に確認している警戒区域以外の警戒区域の無線式感知器等から火災信号、火災表示信号又は火災情報信号を受信したとき、次条に定めるところにより信号を発信すること。</p>
<p>2 4</p> <p>二 (略)</p>	<p>(1) 受信感度（無線式中継器から三メートル離れた位置から発信される信号を受信できる最低の電界強度の値をいう。以下同じ。）の値が設計値以下であること。</p> <p>(2) 受信する信号が受信感度以下となったとき、その旨を受信機に自動的に発信すること。</p> <p>(3) 無線式感知器 又は他の無線式中継器 から発信された信号を受信し、 これを自動的に受信機に発信すること。</p>

○総務省令第十八号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の二第二項の規定に基づき、受信機に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年三月九日

総務大臣 鳩山 邦夫

受信機に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令

受信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 無線式発信機 感知器等規格省令第二条第二十三号の二に規定するものをいう。

第二条第十五号中「住宅用防災報知設備（住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成十七年総務省令第十一号）第二条第二号に規定するものをいう。）に用いるP型受信機又はGP型受信機であつて、」を削り、「火災信号」の下に「、火災表示信号、火災情報信号又は設備作動信号」を加える。

第十三条の二中「第八条第三項の規定を」を「第八条の規定を、R型受信機であるものにあつては第九条の規定を」に、「同項及び第十一条の規定を」を「第十二条の規定を、GR型受信機であるも

のにあつては前条の規定を」に改め、同条第二号口中「混信しない」を「識別できる」に改め、同条第四号イ中「又は無線式中継器」を「無線式中継器、無線式発信機又は受信機との間の信号を無線により発信し、若しくは受信する地区音響装置」に改め、同条に次の一号を加える。

五 無線式感知器等の無線設備の発信状態を手動で確認することができる装置を設けるものにあつては、当該装置の操作中に現に確認している警戒区域以外の警戒区域からの火災信号、火災表示信号又は火災情報信号を受信したとき、火災表示をすることができものであること。

第二十一条第一項第十五号口中「無線式感知器等」を「無線式感知器、無線式中継器又は無線式発信機」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際、現に型式承認を受けている受信機に係る型式承認は、改正後の受信機に係る技術上の規格を定める省令の規格による型式承認とみなす。

受信機に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成二十一年総務省令第十八号）新旧対照表

○ 受信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>(用語の意義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一、四 (略)</p> <p>四の二 無線式発信機 感知器等規格省令第二条第二十三号の二に規定するものをいう。</p> <p>五、十四 (略)</p> <p>十五 無線式受信機</p> <p>無線によつて火災信号、火災表示信号、火災情報信号又は設備作動信号を受信した場合に火災の発生を報知するものをいう。</p> <p>(無線式受信機の機能)</p> <p>第十三条の二 無線式受信機の機能は、次に定めるところによるほか、P型受信機であるものにあつては第八条の規定を、R型受信機であるものにあつては第九条の規定を、GP型受信機であるものにあつては第十二</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一、四 (略)</p> <p>五、十四 (略)</p> <p>十五 無線式受信機 住宅用防災報知設備（住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成十七年総務省令第十一号）第二条第二号に規定するものをいう。）に用いるP型受信機又はGP型受信機であつて、無線によつて火災信号を受信した場合に火災の発生を報知するものをいう。</p> <p>(無線式受信機の機能)</p> <p>第十三条の二 無線式受信機の機能は、次に定めるところによるほか、P型受信機であるものにあつては第八条第三項の規定を、GP型受信機であるものにあつては同項及び</p>

条の規定を、G R型受信機であるものにあつては前条の規定を、それぞれ準用する。

一 無線設備は、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の第四十九条の十七に規定する小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備であること。

二 電波を発信する機能を有するものにあつては、次によること。

イ 発信される信号の電界強度の値は、当該受信機から三メートル離れた位置において設計値以上であること。

ロ 他の機器と識別できる信号を発信すること。

三 電波を受信する機能を有するものにあつては、受信感度（無線式受信機から三メートル離れた位置から発信される信号を受信できる最低の電界強度の値をいう。以下同じ。）の値が設計値以下であること。

四 次に掲げる場合に、音響装置及びその旨の表示灯が自動的に作動すること。

イ 無線式感知器、無線式中継器、無線式発信機又は受信機との間の信号を無線により発信し、若しくは受信する地区音響装置（以下「無線式感知器等」という。）が発する異常である旨の信号を受信した場合又は無線式感知器等が発信する信号が受信感度以下となつた場合

ロ (略)

五 無線式感知器等の無線設備の発信状態を手動で確認することができ、る装置を設けるものにあつては、当該装置の操作中に現に確認してい

第十一條の規定を、それぞれ準用する。

一 無線設備は、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の第四十九条の十七に規定する小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備であること。

二 電波を発信する機能を有するものにあつては、次によること。

イ 発信される信号の電界強度の値は、当該受信機から三メートル離れた位置において設計値以上であること。

ロ 他の機器と混信しない信号を発信すること。

三 電波を受信する機能を有するものにあつては、受信感度（無線式受信機から三メートル離れた位置から発信される信号を受信できる最低の電界強度の値をいう。以下同じ。）の値が設計値以下であること。

四 次に掲げる場合に、音響装置及びその旨の表示灯が自動的に作動すること。

イ 無線式感知器又は無線式中継器（以下「無線式感知器等」という。）が発する異常である旨の信号を受信した場合又は無線式感知器等が発信する信号が受信感度以下となつた場合

ロ (略)

る警戒区域以外の警戒区域からの火災信号、火災表示信号又は火災情報信号を受信したとき、火災表示をすることができるものであること。

(表示)

第二十一条 受信機には、次の各号に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示しなければならない。この場合において、第六号、第十三号及び第十四号に掲げる事項については、ケースに入れた下げ札に表示することができる。

一〜十四 (略)

十五 無線式受信機にあつては、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 発信又は受信可能な無線式感知器、無線式中継器又は無線式発信機の型式番号

2・3 (略)

(表示)

第二十一条 受信機には、次の各号に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示しなければならない。この場合において、第六号、第十三号及び第十四号に掲げる事項については、ケースに入れた下げ札に表示することができる。

一〜十四 (略)

十五 無線式受信機にあつては、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 発信又は受信可能な無線式感知器等の型式番号

2・3 (略)